

豊川市空家等の適切な管理に関する条例（素案）

（目的）

第1条 この条例は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）に定めるもののほか、空家等の適切な管理に関し必要な事項を定めることにより、生活環境の保全及び安全で安心な暮らしの実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において使用する用語の意義は、法において使用する用語の例による。

（情報提供）

第3条 市民等（市内に居住し、若しくは滞在し、又は通勤し、若しくは通学する者をいう。）は、管理を放棄されていると推測される空家等を発見したときは、市長にその情報を提供するよう努めるものとする。

（緊急安全措置）

第4条 市長は、特定空家等について、人の生命、身体又は財産に重大な損害を及ぼす危険な状態が切迫していると認めるときは、当該危険な状態を回避するため必要な最小限度の措置を講ずることができる。この場合において、市長は、当該措置に要した費用を当該特定空家等の所有者等に請求することができる。

2 市長は、前項の措置を講じたときは、当該措置の内容を当該特定空家等の所有者等に通知するものとする。ただし、当該特定空家等の所有者等に通知することが困難であるときは、この限りでない。

（公表）

第5条 市長は、法第14条第3項の規定による命令を受けた所有者等が、正当な理由なく命令に従わないときは、次に掲げる事項を公表することができる。

- (1) 当該命令に従わない所有者等の氏名及び住所（法人にあつては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (2) 当該命令の対象となつた特定空家等の所在地
- (3) 当該命令の内容

(4) その他市長が必要と認める事項

2 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ当該公表の対象となる所有者等に対し、意見を述べる機会を与えるものとする。

(関係機関との連携)

第6条 市長は、必要があると認めるときは、市の区域を管轄する警察署その他の関係機関に協力を要請することができる。

(委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

条例化する項目について

	特別措置法	豊川市条例（案）骨子	
第 1 条	目的	○	特措法の補完を目的
第 2 条	定義	○	特措法第2条を準用
第 3 条	所有者等の責務	×	特措法
第 4 条	市町村の責務	×	特措法
第 5 条	基本方針	×	該当せず
第 6 条	対策計画	×	特措法
第 7 条	協議会	×	特措法（条例化済）
第 8 条	都道府県による援助	×	特措法
第 9 条	立入調査等	×	特措法
第 1 0 条	所有者等に関する情報の利用等	×	特措法
第 1 1 条	データベースの整備	×	実施済
第 1 2 条	所有者等による適切な管理の促進	×	特措法
第 1 3 条	跡地の活用等	×	特措法
第 1 4 条	特定空家に対する措置	×	特措法
第 1 5 条	財政上及び税制上の措置	×	特措法
第 1 6 条	過料	×	特措法
特措法なし	情報提供	○	市民の努め
特措法なし	緊急安全措置	○	対象：特定空家等、事後通知
特措法なし	公表	○	対象：命令を受けた特定空家等
特措法なし	連携	○	警察その他機関
特措法なし	委任	○	委任

○：特措法にないため、条例化。

×：特措法にあるため、条例化せず。

豊川市空家等の適切な管理に関する条例制定スケジュール（案）

	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月
条例関係										
条例案作成	素案作成	案			案	最終案				
顧問弁護士相談	7/16									
空家等対策庁内連絡会議		8/7			上旬					
空家等対策協議会		8/23			中下旬					
条例案概要説明書提出						下旬				
正副議長、正副委員長説明							2/19			
産業建設委員会									3/9・10	
条例施行										4/1
パブリックコメント関係										
パブリックコメント資料作成										
空家等対策協議会					中下旬					
正副議長、正副委員長説明					11/27					
産業建設委員会所管事務調査						12/12・13				
パブリックコメント						12/16	1/15			